

許可版

- まずはアカウント又はGビズIDを作成しましょう！
(GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。)

アカウント又はGビズID作成する。



施設情報や届出情報を入力する。という流れになります。

アカウント作成の手順



食品衛生申請等システムへアクセス【URL】 <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

PCでのアクセス推奨

スマートフォンの場合は、スマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。



「アカウントの作成はこちら」をクリック

iPhone (Safari) の場合

上側ツールバーのA (あ) ボタン→
「デスクトップ用Webサイトを表示」
をタップしPC用ページを表示

Android (Chrome) の場合

Chromeから目的のページを開き、右上にある三本線のボタン「メニュー」ボタンをタップ→
「PC版サイトを見る」で切り替え

担当者基本情報登録

食品等事業者のアカウントを登録します。
必要な情報を入力して「次へ」ボタンをクリックしてください。

担当者基本情報

姓	神戸	名	太郎
姓フリガナ	コウベ	名フリガナ	タロウ
郵便番号	〇〇〇〇〇〇〇	選択	
都道府県	未選択	←選択してください。	
市区町村	未選択		
町域	〇〇〇〇		
番地等	〇-〇-〇		
マンション名等	〇〇マンション 〇号室		
電話番号	078-〇〇〇-〇〇〇〇	ファクシミリ番号	078-〇〇〇-〇〇〇〇
所属部署	株式会社〇〇		
生年月日	1980-01-01	←選択してください。	
電子メールアドレス	〇〇〇@〇〇	このメールアドレスがログインIDになります。	
パスワード	〇〇〇〇〇〇〇〇	パスワードは8文字以上	
パスワード確認	〇〇〇〇〇〇〇〇		
秘密の質問	「飼っていたペットの名前」や「好きな果物」など自分で答えがわかりやすいもの		
答え	〇〇〇〇		

次へ

戻る

←入力後、「次へ」を押す

「法人」でアカウントを作る場合

法人番号、ご存じですか？
調べる方法はこちら

法人番号を調べる方法

マニュアル
本文へ よくあるご質問 (FAQ)

右上のよくあるご質問 (FAQ) をクリック

Q. 法人番号とは？

A. ・法人番号が12桁との間い合わせが多くあり
・法人番号とは、法人と一部の団体に対して
・法人番号は、国税庁の「法人番号公表サイト」
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

2 アカウント作成の中にある「Q. 法人番号とは」をクリックし、出てくるURLをクリック

名称・所在地などから調べる

名称等で法人番号を検索！

商号又は名称

法人番号がない場合は
99999999999999
(9を13桁入力)

食品等事業者基本情報登録

食品等事業者の団体・組織情報を登録します。
必要な情報を入力して「確認」ボタンをクリックしてください。

基本情報

事業形態	<input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人	←法人にチェック
法人番号	1234567890123	←13桁の法人番号を入力
会社名称	株式会社〇〇	
フリガナ	カブシキガイシャ〇〇	
郵便番号	〇〇〇〇〇〇	選択
都道府県	未選択	←選択してください。
市区町村	未選択	
町域	〇〇〇〇	
番地等	〇-〇-〇	
電話番号	078-〇〇〇-〇〇〇〇	ファクシミリ番号 078-〇〇〇-〇〇〇〇

代表者基本情報

姓	神戸	名	次郎
姓フリガナ	コウベ	名フリガナ	ジロウ
生年月日	1980-01-01	📅	←法人の場合不要です。
電子メールアドレス	〇〇〇@〇〇		
肩書	代表取締役		

確認 戻る ←入力後、「確認」をクリックし、確認画面で入力内容に問題がないか確認後、画面下「登録」をクリック

「個人」でアカウントを作る場合

食品等事業者基本情報登録

食品等事業者の団体・組織情報を登録しま
必要な情報を入力して「確認」ボタンをク...

基本情報

事業形態	<input type="radio"/> 法人 <input checked="" type="radio"/> 個人	←個人にチェック
屋号/商号	〇〇商店	←主な営業所の屋号を記入してください。
フリガナ	〇〇ショウテン	
郵便番号	〇〇〇〇〇〇	選択
都道府県	未選択	←選択してください。
市区町村	未選択	
町域	〇〇〇〇	営業者の住所を記入してください。
番地等	〇-〇-〇	
電話番号	078-〇〇〇-〇〇〇〇	ファクシミリ番号 078-〇〇〇-〇〇〇〇

代表者基本情報

姓	神戸	名	次郎
姓フリガナ	コウベ	名フリガナ	ジロウ
生年月日	1980-01-01	📅	←選択又は記入してください。
電子メールアドレス	〇〇〇@〇〇		
肩書			←入力は不要です。

確認 戻る ←入力後、「確認」をクリックし、確認画面で入力内容に問題がないか確認後、画面下「登録」をクリック

アカウント情報を登録し、アカウントを作成後、施設情報等を入力します。

施設情報等の入力（許可の場合）

「営業許可の申請」をクリック

営業許可・届出

メニュー

営業許可の申請

営業の届出

地位承継届の届出

「食品衛生申請等システム」に開始に伴い、オンラインで申請・届出ができるようになります

2021年6月1日から「食品衛生申請等システム」の本格運用が始まりました。
今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続きをする必要のあった営業許可等の申請・届出が、オンラインにて手続きできるようになりました。



登録済みの営業施設の営業申請を行う場合はこちらから選択してください

新規営業施設

新規申請

戻る

新規申請をクリックし、許可情報入力の画面へ



登録した事業者アカウント情報を確認し、問題がなければそのまま入力をすすめてください。

営業施設情報

名称、屋号又は商号	〇〇商店
フリガナ	〇〇ショウテン
郵便番号	〇〇〇〇〇〇 住所検索
都道府県	未選択 ← 選択してください
市区町村	未選択 ← 選択してください
町域	〇〇〇〇
番地等	〇-〇-〇
マンション名等	〇〇マンション 〇〇号室
電話番号	078-〇〇〇-〇〇〇〇
ファクシミリ番号	078-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス	〇〇〇@〇〇
営業車の自動車登録番号	← 自動車での営業の場合は入力
主として取り扱う食品又は添加物	未選択 選択してください → 選択
主として取り扱う食品又は添加物（自由記載）	(上記を補足する内容があれば記入)
業態	和食店、中華料理店、居酒屋等
法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無	未選択
法第55条第2項各号のいずれかに該当する場合の内容	未選択
自動販売機の型番	← 自動販売機の場合入力
施設の構造及び設備を示す図面	事業譲渡以外の場合、必須項目です。ファイル登録ボタン
営業を譲り受けたことを証する書面等	事業譲渡の場合、必須項目です。ファイル登録ボタンから
使用水の種類	未選択
水質検査の結果	④飲用に適する水を選択した場合は必須です。ファイル登録ボタンから登録してください。

自動車での営業の場合

市区町村欄は自動車を保管・管理する区（神戸市外で自動車を保管・管理する場合は主として営業する区）を選択し、町域には「市内一円」と記入してください。

必ず分けてご記入下さい。
号室及び階は「マンション名等」の欄にご記入ください。

検索条件	大分類	未選択
	名称	おにぎり
	検索	クリア 閉じる
商品コードと名称		
コード	名称	
選択 7539702	その他の食料品	調理食品 調理食品 米飯類 米飯類 おにぎり
代表的な取扱い商品に近いものを選択（業種が複数でも代表的なもののみ） 該当する商品が無い場合は「大分類：その他の食料品 → コード：75 名称：その他の食料品」を選択し、下の（自由記載）欄に詳細を記入。		

営業の種類/許可情報

+ -

申請区分

営業の種類

許可番号

+マークを押し、該当する営業の種類を選択してください。
複数の業種を営業する場合は、+マークで業種数を増やしてください。

営業種類の説明

食品衛生責任者又は食品衛生管理者の情報

責任者氏名	神戸 太郎
フリガナ	コウベ タロウ
資格	未選択 ← 選択してください。
受講した講習会、資格取得年月日等	調理師の場合：兵庫県、R3.6.1、12345 講習会の場合：神戸市食品衛生責任者養成講習会、R3.6.1、202103Z01 講習会を申込み済だが、まだ受講していない場合： 神戸市食品衛生責任者養成講習会、R3.6.1受講予定
管理者氏名	
フリガナ	
資格	未選択
受講した講習会、資格取得年月日等	
食品等の指定	未選択

食品衛生管理者を置く必要がある以下の食品を製造する場合、管理者氏名等を記入ください。該当しない場合は、空欄にして下さい。
全粉乳（その容量が1400グラム以下である缶に収められるものに限る。）、加糖粉乳、調製粉乳、食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの）、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるものに限る。）、マーガリン、ショートニング、添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る。）

衛生管理情報

衛生管理計画	未選択
HACCPの取組	未選択
輸出食品取扱施設	未選択

← 輸出食品を取扱う場合は「有」を選択

営業施設のHACCPの取組について記載してください。

施設情報

<input type="checkbox"/>	飲食店営業のうち簡易飲食店営業の施設
<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
<input type="checkbox"/>	ふぐの処理を行う施設
<input type="checkbox"/>	指定成分等含有食品を取り扱う施設

該当する項目があればチェック。

営業施設ごとの個別基準

営業施設ごとの個別基準	未確認
営業施設基準	基準について確認し、選択してください。

開示情報確認

申請者氏名	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
申請者住所	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設名称、屋号又は商号	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設所在地	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設連絡先	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開

厚生労働省のホームページで、オープンデータとして情報が公開されます。公開を希望しない項目については非公開にチェックしてください。

ファイル登録 **確認** 戻る 一時保存

以下のファイルを登録してください。

- 施設の構造及び設備を示す図面
- 食品衛生責任者の資格要件を満たすことを証する書類（調理師免許、講習会の修了書等）
- 登記事項証明書（申請者が法人の場合）
- 車検証（自動車営業の場合）
- 水質検査の結果を証する書類（水道水、専用水道及び簡易専用水道により供給される水以外の**飲用に適する水**を使用する場合）
- 当該営業を譲り受けたことを証する書類（営業を譲り受け、施設の構造及び設備を示す図面を省略する場合）
- ふぐ処理開始届書及びふぐ処理者の資格要件を満たすことを証する書類（ふぐの処理を行う場合）

飲用に適する水とは
特設水道水又は地下水、井戸水等の「食品製造用水」であって、水質検査の結果により、飲用に適する水と判定された水のことです。
***浄水機を通した水ではありません！**

すべての入力が終わったら、「確認」をクリック

確認画面にて、情報に間違いがないことを確認し、画面下の「登録」をクリックし、入力終了